

## JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)セクター：GM

### 規格要求事項 Ver. 1.0 の概要

#### 1. JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)セクター：GM 規格要求事項 Ver. 1.0 の制定

フードサービス関連事業は、食中毒の発生に占める割合が多く、リスクが高い業種である。しかし、フードサービスに関連する食品安全規格は少ないのが現状である。一方、2020年6月の改正食品衛生法の施行で、フードサービス事業者も HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の実施が求められている。

食品衛生法の改正による HACCP の制度化に対応して、フードサービスにおいても日本の国内に対応する規格(製造セクターの A/B 規格相当)の要望がフードサービス事業者や監査会社等から出されている。これに対し、食品安全マネジメント協会として、個別店舗向けの JFS 規格(フードサービス)セクター：G(以下、JFS フードサービス規格)を公表、運用している。

さらにいくつかの監査会社からフードサービス事業者では多店舗展開しているケースがあり、フードサービス規格の普及にはマルチサイトの規格の配置をしてほしいとの要請があった。JFS フードサービス規格は、個別店舗のフードサービス事業者対象になっていて、多店舗展開をしているフードサービス関連事業者に対しては、そのまま適用すると膨大なコストと時間がかかることから適用しにくい規格である。このことから、多店舗展開のフードサービス事業者向けとして JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)セクター：GM(以下、JFS マルチサイト規格)を作成した。また同時に監査の運用を示す JFS 監査および適合証明プログラム規程(フードサービス・マルチサイト監査)(以下、JFS 適合証明プログラム規程(マルチサイト))も作成している。

#### 2. JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)セクター：GM 規格要求事項 Ver. 1.0 の主な特徴

- 《 JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)セクター：GM Ver. 1.0 関連文書》
- JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)セクター：GM 規格要求事項 Ver. 1.0
- JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)セクター：GM ガイドライン Ver. 1.0
- JFS 監査および適合証明プログラム規程  
(フードサービス・マルチサイト監査) Ver. 1.0

### (1) JFS マルチサイト規格の適用範囲

多店舗に展開をしているフードサービス事業者の中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）および調理がされる施設である店舗（サブサイト）が対象である。具体的には、多店舗展開しているレストラン等飲食店や、持ち帰りやデリバリーサービスなどの事業者の調理施設などが対象となる。

店舗（サブサイト）が提供する調理品は、基本的に中央管理機能（セントラルサイト）が定める方法や手順に従って製造・調理、衛生管理がされなければならない。店舗（サブサイト）により調理品が異なる場合でも、中央管理機能（セントラルサイト）で安全性が確保出来ていることが必要である。

中央管理機能（セントラルサイト）が複数のフードサービス業態もしくはブランドを有していて、HACCP プランを含む管理が別になっている場合には、それぞれのフードサービス業態もしくはブランド毎にマルチサイト監査を行わなければならない。中央管理機能（セントラルサイト）の監査ではそれぞれのフードサービス業態もしくはブランドに重複している管理がある場合、監査工数を考慮することができる。

多店舗に展開をしているフードサービス事業者で JFS マルチサイト規格の要求事項に適合しているのであれば、どのフードサービス事業者でも適合証明を取得することができる。

### (2) JFS マルチサイト規格の構成

JFS マルチサイト規格は、食品安全マネジメントシステム（フードサービス・マルチサイト）：FSM-GM、ハザード制御（フードサービス・マルチサイト）：HACCP-GM、適正製造規範（フードサービス・マルチサイト）：GMP-GM の3つから構成されている。

また、多店舗の構成において中央管理機能（セントラルサイト）が店舗（サブサイト）と直接管理している場合と、両者の中間に、中間管理組織（ミドルサイト）がある場合を想定して要求事項を作成している。

### (3) JFS マルチサイト規格および JFS 適合証明プログラム規程（マルチサイト）の特徴

JFS マルチサイト規格は、各要求事項において、中央管理機能（セントラルサイト）、中間管理機能（ミドルサイト）および調理がされる施設である店舗（サブサイト）の要求事項は項目ごとに設定されている。

中央管理機能（セントラルサイト）に対し、食品安全マネジメントシステムを確立すること、中間管理機能（ミドルサイト）における管理、および店舗（サブサイト）で実施する HACCP および GMP の仕組みや手順を確立し、実施させることが要求されている。

中間管理機能（ミドルサイト）に対し、中央管理機能（セントラルサイト）により確立した食品安全マネジメントシステムに基づく手順等を店舗（サブサイト）で実施できるよう管理することを要求している。

店舗（サブサイト）は、中央管理機能（セントラルサイト）が確立し、定めた仕組みや手順等に基づき、GMP および HACCP の実施を確実にすることが要求されている。

JFS マルチサイト規格では、JFS 適合証明プログラム規程（マルチサイト）に基づき、協会が JFS マルチサイト規格の監査について登録した監査会社が監査を実施することとなる。中央管理機能（セントラルサイト）の監査だけでなく、中間管理機能（ミドルサイト）および店舗（サブサイト）の監査をサンプリングでおこなうことがマルチサイト監査の特徴であり、JFS 適合証明プログラム文書（マルチサイト）に規定している。その他、不適合判断の扱い、適合証明書の発行、監査員・判定員の力量など JFS マルチサイト規格に特有の運用も規定している。

以上